

高齢者等虐待防止のための指針

石神井訪問看護ステーション

令和6年3月20日施行

1) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

1. 目的
2. 高齢者虐待の種類
3. 虐待に対する「自覚」は問わない
4. 利用者の安全を最優先する
5. 常に迅速な対応を意識する
6. 組織的に対応する
7. 関係機関と連携して援助する
8. 記録に残す

石神井訪問看護ステーションは「高齢者虐待の防止、
高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」

平成 17 年法律第 124 号。「高齢者虐待防止法」の
実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が
達成されるよう支援していく。

●高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは次のいずれかに該当する行為をいう

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

2. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を加える言動を行うこと。

3. 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

●虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

●利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報のなかには、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先にする必要がある。

●常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届け出がなされた場合には迅速な対応が必要である

●組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては担当者一人の判断で行なう事を避け組織的な対応を行う必要がある。相談や通報、届け出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方法などについて組織的に判断していく必要がある。特に利用者の安全や事実確認の調査では担

当者一人の過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

●関係機関と連携して援助する

総合的な問題を抱える事例に対しては問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用する

●記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応の仕方によっては個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

2) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

1. 委員長の役割

委員長は管理者が努め委員会の運営と指導を行う

2. 開催頻度

委員会は年に少なくとも2回開催し、必要に応じて追加の臨時会合を実施する

3. 他の会議との一体的な設置。運営

必要に応じて、他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する

4. 他のサービス事業者との連携

ケアマネージャーやヘルパー事業所、医師との連携を図る

5. 遠隔会議システムの利用

ITC等を利用していく

6. 研修への参加

全ての職員は年に少なくとも1度はこの研修を受ける。研修は職員の知識とスキルを更新し、虐待防止に関する意識を高めるため重要である。また新規採用者については入職時に必ず研修

を実施する

7. 研修内容の記録

研修の実施内容、日程、参加者などを記録する

4) 虐待が発生した場合の対応に関する基本指針

1. 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報

義務を遵守し、ただちに管理者や指定された担当者に報告する。

同時に、地域包括支援センターに速やかに通報する

2. 事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。

これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

3. 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポート

を最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を

提供する。

4. 養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要

としている可能性があることを認識し適切な支援を検討する。

これは介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景のある複数の要因を考慮する。

5. 虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる

5) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

1. 相談窓口の設置（管理者が窓口になる）

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する

職員や利用者が安心して相談、報告できるようにする

2. 報告内容の適切な取り扱い

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報のごとに配慮しながら適切に保管する

3. 報告者へのサポート

報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し

報告に不利益が生じないように配慮する

6) 成年後見人制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見人

制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

7) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専門窓口を設置する。この窓口は利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

苦情に迅速な対応

受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて適切な対応や措置を講じる

透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待格子のためのシステムやプロセスの改善を図る

8) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することでいつでも利用者や家族が閲覧できるようにする

9) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は、虐待防止のためのすべての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす

10) 身体的拘束等の原則禁止とし緊急やむおえない場合に身体的

拘束等を行う場合は必ず記録をすることとする

この指針は令和6年3月20日から施行する